

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業 実施方針等に関する質問回答書及び意見書

- 1 本質問回答書及び意見書は、令和3年8月3日（火）から8月10日（火）までに受け付けた「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業」の実施方針等に関する質問書及び意見書を項目順に整理するとともに、質問書について回答を付したものである。
- 2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとするが、質問項目及び記載位置（頁・章・1・(1)・1)・①・ア等）は、機構で一部加筆・修正している。
- 3 なお、本質問回答書は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性があることから、入札書及び提案書の作成は、入札説明書等によるものとする。

令和3年8月24日

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

< 実施方針に関する質問回答書 >

番号	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	－	質 問	回 答
1	リスク分担表 (案)	22						52	「上記以外に起因する管理費の増大（ただし、不可抗力による場合、一定範囲を超える物価による場合は除く。）」は事業者の負担であると規定されていますが、選定事業者の瑕疵や天災等不可抗力によるものを除き、経年による機器の故障等運用不適合が発生した場合の修繕費用については、No. 52に該当し選定事業者の所掌外としてよろしいでしょうか。	機構が本事業における契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができるのは、引渡しを受けた日から2年以内とする予定である。ただし、当該契約不適合が、選定事業者の故意又は重過失により生じたときは、この限りではない。詳細は、入札説明書等（事業契約書（案））による。

< 要求水準書(案)／本文に関する質問回答書 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	質 問	回 答
2	事前調査業務	8	2	5	(1)	2)			土壌汚染調査の実施有無については、選定事業者側の判断と理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法及び関連法令等（施行令、規則、条例等を含む。）を遵守するものとし、土地の形質変更に係る届出、土壌汚染状況調査が必要な場合、選定事業者の業務範囲内となる。なお、当該調査により、土壌汚染が判明した場合の対策等は、機構の負担で行うものとする。
3	154kV ガス 絶縁 開 閉 装 置 (154kV GIS)	10	2	5	(3)	2)	①	イ	耐震計算により、適切な据付けを行うことでよろしいでしょうか。	重量が100kgを越える機器の据付、固定及び支持は、日本建築センター刊「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により施工するものとし、選定事業者の提案による施工基準を適用しようとする場合、機構による事前の承諾を得るものとする。
4	電力監視設備等の整備業務	12	2	5	(3)	3)	②		機能は既設同等とし、システム構成は選定事業者提案によることでよろしいでしょうか。	質問は、中央受電棟2階に設置する電力監視卓に関する事項とするが、当該電力監視卓についての機能及び内容は既設と同様とし、システム構成は選定事業者の提案によるものとする。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	質 問	回 答
5	電力監視設備等の改造業務	12	2	5	(3)	4)	①		システム構成図には、電子陽電子加速器コントロール棟設備コントロール室にリモートステーションを新設する記載はありません。新設対象でしょうか。	電子陽電子加速器コントロール棟設備コントロール室の新設リモートステーションは、新設受変電設備への切替期間中に既設・新設の受変電設備を同時に制御・監視するために設置するものとする。システム構成図（電子陽電子加速器コントロール棟設備コントロール室）に追加記載する。
6	電力監視設備等の改造業務	12	2	5	(3)	4)	④		既設は各変電所のリレー盤を経由して中央変電所とコントロール棟間を配線していますが、更新後はグラパネ間を直接配線する理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
7	電力の切替業務・各種の検査業務	13	2	5	(3)	5)	④		R7-1/1からR7-3/31の期間には、工事・改造・切換を含む理解でよろしいでしょうか。	質問にある「工事」が、「筑波変電所の改造」又は「筑波変電所の改造等」を示すのであれば、理解のとおり。
8	既設ネットフェンス	14	2	5	(3)	6)	③	エ	既設ネットフェンスは新たに2箇所設置でしょうか。	既設の開口扉とは別に、新たに2箇所設置するものとする。なお、選定事業者の提案により、2箇所を超えて設置することを妨げない。
9	維持管理業務	16	3	3	(1)	1)			巡視点検支援業務を行う事業者が現地に駐在しない場合、設備の日常運用における機器故障等の運用不具合に関する情報を適時に入手し現地で復旧対応を行うことは困難であると考えられますが、上述の復旧対応業務に関しては、事業者の業務の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	巡視点検支援業務を行う者が現地に駐在（常駐）することは想定しない。設備の日常運用における機器故障等の運用不具合に関する対応等について、「巡視点検支援業務」とは別途のものとする。要求水準書（案）第3章3(1)3)のとおり、本施設の巡視点検業務の内容に基づき、「本施設の巡視点検支援業務」とし、これを超える支援業務は、選定事業者の提案によるものとする。

< 要求水準書(案)／資料に関する質問回答書 >

番号	質問項目	資料番号	頁	上中下段	左右	質 問	回 答
10	定期自主検査 の基準	11	1			当該保安規定の内容は、随時 機構様と協議の上変更は可能 と理解してよろしいでしょう か。	当該保安規定の内容について、随時、機構と選定事業者 が協議することは承知する が、機構の電気主任技術者の 意見を尊重するものとし、電 気主任技術者からつくばキャン パス電気保安規程の変更指 示があった場合のみ変更でき るものとする。

< 実施方針等に関する意見書 >

実施方針等に関する意見書は、質問者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものであるため、非公表とする。